

議案第八号

港区特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

港区特定公共賃貸住宅条例（平成五年港区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表港区特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝の項中「九十戸」を「八十七戸」に改める。

第七条第二項第二号に次のただし書を加える。

ただし、同項第三号に掲げる要件について、預貯金等がある場合その他の区規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（説明）

特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝の一部の住戸について、障害者住宅等に転用することに伴い戸数を変更するほか、特定公共賃貸住宅の高齢型住戸に係る使用申込者の資格を見直すため、本案を提出いたします。